

令和7年（フ）第61号

栃木県那須郡那須町大字漆塚133番地 1  
破産者 高久 佳統  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所大田原支部

令和8年（フ）第925号

東京都武蔵村山市学園一丁目100番地  
破産者 株式会社REVE  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1056号

東京都町田市市中町一丁目2番5号  
破産者 株式会社グローリーデイズ  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1057号

東京都町田市森野4丁目1番2号森野テラス103  
破産者 安彦 貴博  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1158号

東京都小平市花小金井3丁目2番5—407号  
破産者 佐藤真知子  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1183号

東京都あきる野市伊奈963番地 5 エスバランサ103号  
破産者 高倉亜希子

1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第962号

神奈川県横須賀市久里浜4丁目8番9号フジコービル3階  
破産者 株式会社ラージフィールド  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1203号

横浜市旭区さちが丘146  
破産者 合同会社Good Bless  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1293号

横浜市西区平沼1丁目21番26号  
破産者 有限会社キューブ  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第490号

静岡県浜松市中央区三方原町283番地の4  
破産者 プレサイスゲージ株式会社  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第14号

三重県名張市桔梗が丘西6番町1街区9番地、前住所大阪府大阪市西区南堀江4丁目12番12—203号  
破産者 奥村 麻友

1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
津地方裁判所伊賀支部

令和7年（フ）第1507号

京都市西京区大原野西境谷町一丁目4番地の6  
破産者 株式会社中央家電  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1665号

大阪市中央区南船場3丁目2番22号おおきに南船場ビル205  
破産者 リベレーター合同会社  
1 決定年月日 令和8年9月17日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第581号

鹿児島県西之表市馬毛島用地3—C棟116号室、住民票上の住所北海道登別市新生町3丁目15番地 6 みつか2階  
破産者 工藤 良太  
1 決定年月日 令和8年9月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年（フ）第192号

鹿児島市西田2丁目22番24号 サツマビル301号  
破産者 福永 恭子  
1 決定年月日 令和8年9月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年（フ）第277号

鹿児島市田上5丁目16番14号  
破産者 稲積 公一  
1 決定年月日 令和8年9月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年（フ）第1091号

札幌市豊平区西岡4条3丁目8番10—405号  
破産者 大山幸太郎  
1 決定年月日 令和8年9月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第360号

北海道上川郡美瑛町幸町4丁目2番14号 PRADA BIEI  
破産者 餌取 達夫  
1 決定年月日 令和8年9月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第52号

北海道天塩郡天塩町新地通6丁目8548番地新栄宿舍8号 201号室  
破産者 村上 路  
1 決定年月日 令和8年9月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第124号

北海道旭川市中常盤町3丁目1970番地の58ルピナスB 202号室  
破産者 中島 直樹  
1 決定年月日 令和8年9月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
旭川地方裁判所民事部